

令和3年

第4回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和3年12月10日

忠岡町議会

令和3年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和3年12月10日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
健康福祉部長	泉元 喜則	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長	柏木 忠司		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」再開)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和3年第4回忠岡町議会定例会議事日程(第2日目)について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第2号 | 令和2年度忠岡町下水道事業決算認定について
(一括決算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第2 | 報告第7号 | 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること及び和解について) |
| 日程第3 | 報告第8号 | 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること及び和解について) |
| 日程第4 | 議案第45号 | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)) |
| 日程第5 | 議案第46号 | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)) |
| 日程第6 | 議案第47号 | 忠岡町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第48号 | 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第49号 | 令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第7号)について |
| 日程第9 | 議案第50号 | 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)について |

日程第10 議案第51号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

まず、日程第1 認定第1号 令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに、認定第2号 令和2年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件を一括して議題といたします。

本件は、去る9月9日開会の第3回定例議会におきまして、決算審査特別委員会に付託し、その審査を閉会中の継続審査に付した次第であります。

これより、河瀬成利委員長に審査の結果報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

成瀬議員。

決算審査特別委員会委員長（河瀬 成利議員）

おはようございます。ただいまより、和田議長のお許しを頂きまして、令和2年度決算審査特別委員会委員長報告を行います。

本件は、令和3年9月9日開会の第3回定例会におきまして、本特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定、及び令和2年度忠岡町下水道事業決算認定について、審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、10月19日から21日の3日間にわたり、町長、副町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計について、健全な財政運営を維持しながら、予算の目的に沿った効率的、効果的な執行がなされたか、さらに事業効果についてどうであったかなど、綿密かつ慎重に審査した次第でございます。

出席委員は、是枝綾子副委員長、小島みゆき委員、三宅良矢委員、今奈良幸子委員、勝元由佳子委員、私、河瀬成利が出席の下、審査を行いました。なお、当初委員であった松井匡仁議員は、本人より辞任と交代の申出がございましたので、議長の指名により、三宅良矢議員が選任されております。

各会計の歳入歳出決算高は、既に議員各位に配布されています決算書のとおりであります。

財政課より令和2年度の一般会計の決算状況について説明がありました。まず、令和2年度の一般会計決算規模は、歳入で92億1,610万4,000円、歳出で91億9,850万7,000円となり、歳入については、地方交付税や国庫支出金などの増によ

り、前年度と比べて25億3,416万4,000円、37.9%の増、歳出については、クリーンセンター機器更新等工事やスポーツセンター空調設備改修工事などの投資的経費が増えたこと、また特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各事業の実施により、前年度と比べて25億4,112万9,000円、38.2%の増となりました。

決算収支につきましては、歳入歳出差引額は1,759万7,000円、実質収支は、1,013万円の黒字となりました。

また、単年度収支は985万7,000円の赤字、実質単年度収支は1億7,377万1,000円の黒字となりました。

歳入において町税が前年度と比べ4,803万3,000円の減、府支出金が参議院議員通常選挙委託金や府知事選挙委託金等の減により、327万3,000円の減となりましたが、寄附金がふるさと納税返礼品の充実により6,581万1,000円の増、地方交付税が747万5,000円の増、国庫支出金は特別定額給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増により21億1,873万8,000円の増、町債はクリーンセンター整備事業債や消防指令システム共同運用整備事業債などの増により5億2,439万9,000円の増となるなど、歳入全体では、前年度比25億3,416万4,000円の増となったとのことです。財源構成におきましては、国庫支出金が大幅に増となったことにより、依存財源の割合が7割近くを占める状態となっております。

一方、歳出では、義務的経費において、人件費が147万9,000円の増、扶助費が児童手当や子ども医療扶助費などの減により2,284万円の減、公債費が東忠岡小学校空調等整備事業などの元金償還発生により3,071万2,000円の増となるなど、義務的経費全体では935万1,000円の増となりました。

投資的経費は、クリーンセンター各機器更新等工事や消防指令システム共同運用整備事業などの増により5億74万4,000円の増となりました。

その他経費では、補助費等で、特別定額給付金給付事業やふるさと忠岡応援寄附金謝礼の増などにより23億1,171万7,000円の増、積立金はふるさと忠岡応援寄附金に係る各基金積立金や新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の増により6,794万4,000円の増になりました。

歳出全体では、25億4,112万9,000円の増となったとのことです。

結果、令和2年度は、財政調整基金の取り崩しはございませんでした。引き続き健全な経営に努めてまいりますとのことです。

次に、財政分析等の説明がありました。

経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断する指標の1つで、法定普通税や普通交付税などの経常一般財源等収入が、人件費、扶助費、及び公債費のような経常的経費

にどの程度充当されているか、その割合によって財政構造の弾力性を見ようとするもので、この割合が低いほど財政構造は弾力性に富んでおり、行政運営にとって好ましい状態とされています。

本町の令和2年度の経常収支比率は104.2%で、前年度（108.4%）より4.2ポイント改善しましたが、19年連続で100%を超えており、現状では社会経済や行政需要の変化に柔軟に対応することが難しい状態が依然として続いているとのことです。

令和2年度の経常収支比率が改善した要因は、分母となる経常一般財源等収入において地方消費税交付金が増となったこと、分子となる経常経費充当一般財源において物件費が減となったことによるものであります。

経常収支比率の推移については、本町は平成14年度以降、19年連続で100%を超えており、大阪府内町村及び市町村の平均を大きく上回っております。財政の弾力性は依然として硬直した状態を示しています。

経常経費充当一般財源については、平成22年度から徐々に増加し、平成27年度を頂点に徐々に減少しています。

続いて、一般会計基金残高の状況ですが、財政調整基金は5億8,856万2,000円、公共施設整備基金を初めとした特定目的基金は4億6,397万7,000円となっており、合計10億5,253万9,000円であり、前年比3億280万7,000円の増加となっております。

近年は、ふるさと忠岡応援寄附金の増収が大きく影響し、基金残高についても徐々に増となっております。なお、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金については、令和2年度に新設されたもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資とし、利子補給制度の対象となる融資を受けた町内事業者に対して、町が当該利子補給制度終了後に実施する利子補給事業の財源に充てる基金です。

次に、地方債現在高の状況ですが、令和2年度末の地方債現在高は75億4,591万8,000円で、前年度より1億1,798万8,000円の増となっております。

続いて、健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による4指標等につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は8.1%、将来負担比率は41.1%、公営企業における資金不足比率はなしとなっております。全ての比率において早期健全化基準を超えておりません。

今後も引き続き、各指標における判断比率が悪化することのないよう、また持続可能な行政経営を目指してまいるとのことです。

続きまして、今後の財政収支見通しにつきまして説明いたします。

令和2年度決算について、予算委員会時には、1,800万円程度の財政調整基金を取り崩す見込みとしておりましたが、財政調整基金を取り崩すことなく実質収支1,013万円となりました。

令和3年度については、最終現計予算に置き換えているものの予算委員会時と推計方法を変更していないことから、財源不足が1億8,500万円程度となっており、同額を財政調整基金で補填する見込みとのことです。

令和4年度以降は、財政状況が急に好転するとは考えにくい状況が続きますが、令和5年度で町民いこいの広場整備事業債の償還が完了することにより、令和6年度以降、収支が緩やかに改善していくと現時点では見込んでいくとのことです。

次に、経常収支比率については、町税を初めとした経常一般財源等収入の増加が見込みにくいことから、当面の間は100%を超える高水準で推移すると見込んでいくとのことです。

ただし、全体として健全化判断比率の4指標については、緩やかではありますが改善していく見込みとなっているとのことです。

地方債現在高については、東忠岡認定こども園整備事業によって一時的に地方債現在高は増えますが、徐々に減っていく見込みとなっております。加えまして、財政調整基金残高につきましては、令和3年度に一時的に取り崩すものの、徐々に増えていく見込みとのことです。

続きまして、討論で各委員から出されました意見と要望であります。委員を代表して私が各委員の意見書を読み上げさせていただきます。

まず、勝元由佳子委員の意見書です。

令和2年度忠岡町一般会計・特別会計歳入歳出決算について改革忠岡の意見を申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大・蔓延により、全国自治体がその対応に追われる年となりました。忠岡町においても国からの地方創生臨時交付金等を活用して様々な新型コロナ対策が実施されました。

その交付金の使われ方について、全国の一部の自治体では、新型コロナ対策を口実にした不適切な税金の使われ方が問題になるケースが見受けられましたが、令和2年度における本町の新型コロナ予算の用途については、住民や世論の疑念を招くような不適切な使い方は見られず、住民や事業者などへの支援や感染症予防対策等、適正な活用でありました。

一方、新型コロナ対策を除く令和2年度本来の本町の決算内容及び事業内容について見てみますと、依然として財政状況が厳しいにもかかわらず、前年度決算同様、無駄な支出案件が多く見受けられました。

例えば、入札において、入札参加業者の指名を従前と変わらず町内業者に限定して指名競争入札を実施した結果、競争原理が働かないお決まりの入札となり、無駄が削減できていませんでした。

また、歳出額が特に大きいごみ行政においても、ごみの収集運搬、その他業務に係る委

託費用について、緊縮傾向ではなく、前年度よりも増額されていました。

特に、クリーンセンター費については、令和2年度から4年間の包括的整備運営管理契約が始まり、令和2年度は委託料及び各機器更新等工事費用に約6億円の巨額の公費が支出されました。これは、広域化を含めた本町のごみ処理計画の失敗のツケを住民が払わされているということにほかなりません。

発注・契約を初め、補助金や負担金など、業務全般の改善・見直しが図られていないことに加え、基礎自治体として当然の計画的な事業運営がなされなかった結果、削減できたはずの多くの無駄な税金が失われ、住民としてはふんまんやるかたない思いです。

令和2年度は、和田町政最後の年度でもあり、こうした過去からの悪しき慣例的自治体運営が継続して行われていた年度であったとも言えます。

忠岡町は財政が厳しいとはいえ、業務の改善・見直しを図り、無駄な支出を削減することで財源を確保することができ、厳しい財政状況の中でも教育や福祉、子育て支援など、「小さな忠岡町」だからこそできる、きめ細やかで充実した行政サービスは実現可能なはずで、そして、そうした行政サービス、住民サービスの充実こそが、町の発展や税収増につながっていくものだと考えます。

少なくとも、こうした令和2年度決算の内容では、「忠岡町に税金を払ってよかった、忠岡町に住んでよかった」という、住民の納得感や満足感はもちろんのこと、忠岡町の自治体運営について多くの住民の理解を得ることは難しいと判断します。

よって、前年度の令和元年度決算に引き続き、令和2年度決算については反対いたします。

続きまして、今奈良幸子委員の意見書です。

呈祥会・大阪維新の会の今奈良幸子です。令和2年度の決算審査が終わり、意見を申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国の動向を見ながら、臨機応変に対応しなければならない状況で、行政としてそのかじ取りが非常に難しい1年であったと思います。そのご苦勞に対し、町長を初め職員の皆様には感謝いたします。また、新型コロナウイルス問題が一刻も早く終息し、全ての皆様が安心して笑顔で暮らせる日々が戻ってくることを心よりお祈り申し上げます。

令和2年度の一般会計決算におきましては、歳入歳出差引額は、1,759万7,000円、実質単年度収支は1億7,377万1,000円で、財政調整基金を取り崩すことなく単年度で黒字とのことでしたが、経常収支比率が104.2%、前年度と比べ4.2%は改善しているが、今年度も100%を超える事態となりました。

自主財源より依存財源に頼っている現状ではありますが、ふるさと応援寄付金の増により、着実に基金を積み立てられておりますので、引き続き取組を進めていただきたいと思います。そして、限りある財源、限りあるマンパワーを効果的に発揮すべく、要るもの、

要らないものを明確化した上で仕分けをし、自治体と住民とが手を取りあい最適化を図っていく必要があると考えます。

近畿府県でも進められている広域連携において、本町も令和3年2月より、岸和田市との消防指令業務共同運用が始まりました。業務の共同化により、行政業務の効率化・住民サービスの向上につながることを期待しております。

小学校スクールカウンセラー配置事業から、子ども・保護者・教員からの相談件数が延べ523件あったことから見ても、心のケアの必要性を感じます。町の施策として、学ぶ楽しさを育む推進事業、きめ細やかな指導のための講師配置事業、学力向上サポーター配置事業が行われています。この事業をうまく活用し、スクールソーシャルワーカーとも連携し、いろいろな視点で見守り、支援する。そして、新たに適応指導教室も開設されたので、こちらとも協力し合って、子どもたちが学びやすい環境づくりに努めていただきたいです。学校に行きたくても行けない児童が増加傾向にある中で、適応指導教室を開所したことは、評価したいと思います。

一方、本町の社会教育の拠点である文化会館（公民館・図書館・働く婦人の家）においては、今年度決算で講師謝礼が50万円程度しか使われていない等で、生涯教育活動が空間化してきている感が否めません。そこで、正職員の配置及び講師謝礼に係る予算を来年度にぜひ反映していただくよう強く望みます。

人口減少や価値観の多様化など、地域を取り巻く環境が大きく変革する中、精神的な孤立や孤独死が心配されます。継続して行われている健幸マイレージ事業、健康検査事業、コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業を推進していくとともに、官民連携により、いつもと様子が違う家を自治体側に連絡してもらおう仕組みをつくるなどといったことも一案かもしれません。また、地域で暮らす人々の身体的・精神的な健康を守るため、多岐にわたる保健活動を展開する保健師が一人暮らしの方などを定期的に訪問し、健康面や心理面の相談に乗ることなども一層、力を入れていくべきであると思います。食事のバランスをアドバイスしたり、必要に応じて医療機関の受診を勧めたりすることは、病気の予防や早期発見に効果があるほか、何かあったら相談できるという安心感につながります。

町が管理すべき土地・施設において、高木や雑草など処理の要望を年に何度も聞く。特に狭隘な土地に繁茂する雑草については、防草シートを敷くなど対応をお願いしたい。

また、地域自らが企画立案し、地域の魅力を高める活動を通じて、住民と自治体とが一体となり、持続可能なまちづくりを推進し、地域コミュニティの活性化を図っていただきたいと思います。引き続きご協力をお願いし、令和2年度決算につきまして認定いたします。

続きまして、三宅良矢委員の意見書です。

令和2年度決算委員会、無所属の会の意見を申し上げます。

前和田町長における最後の予算委員会を受けて、現在の杉原町長にたすきをつなぐ執行

となりました。当初に委員として決まっていた松井委員の急病による辞任を受けて、三宅が引き継がせていただくこととなり、2日目の第4款衛生費より審議に加えていただきました。それにより、歳入及び第1款議会費から第3款民生費までにつきましては、オンタイムでの審議を会派として反映できていない部分があります。それを加味いたしまして、無所属の会の意見を申し上げます。

新型コロナにおける状況を受け、また衆議院選挙の最中でもあり、全体的に落ち着くことができない中、これまで前例にない状況においての予算の執行状況で、我々の視点といたしまして、令和2年度の執行結果をいかに次年度へと有効的につなげていけるかに尽きます。

歳入におきましては、前年度比40%弱の90億円を超える新型コロナ関連による拡大予算であり、またコロナなどの影響もあり従前との予算比較が難しいところでもあります。その中でも、ふるさと納税額におきましては、前年度比約6,000万円強アップの2億7,000万円を超えることとなりました。堅調な上昇を見せる中で、今後は新たな返礼品開発や拡大における地域活性化の視点も踏まえて、ふるさと納税の目的やその用途に関する内容を再構築していただき、新たな付加価値の創造という視点で、地域の企業や事業所が未来を切り開くことにつなげてほしいと考えます。

1款の議会費につきましては、政務活動費の執行状況が増加しているということで、議会における活動の変化を垣間見ることができていると考えます。

2款総務費につきましては、町長公約である入札制度の見直しを着実に進めていただいている最中ということで、ここでは意見いたしません。町長がおっしゃいます問題がある仕様書や業者による疑念を住民から抱かれることがないように、地域を守る良くする改善・改革になる仕組みを着実に作り上げてください。災害対策につきましても、危機管理に独立特化した強みを発揮し、計画の見直しでより充実させ、かつ啓発や避難、職員の行動をより有機的に連携できるようにしてください。

4款衛生費につきましては、少子高齢化や人口の流出入の活発化に伴う社会情勢を踏まえた墓じまいのニーズに対し、浜霊園の在り方に、全国的に増えてきている共同墓地などの設置手法などを取り入れ、数億単位の隠れ負債の解消も併せて行うようにしてください。不妊治療につきましては、次年度より保険適用となりますが、一般的な3割の自己負担分につきましても国や府の支援額に加えた形で、できる限り負担が生じることがない仕組みとして、本町のサポートの強化を行ってください。ごみ処理行政に関しましては、数年以内に大きな展開を迎えるという回答がありました。広域化の働きを、忠岡町住民の利便性をできる限り損じない中で未来を見据えた交渉を進めてください。加えて、短期的には他市町村からの持ち込みごみについての問題も迅速に対応願います。

5款労働費につきましては、特定随意契約を活用するなどしていただき、障がい者の社会参加の拡大を図ってください。また、人生100年時代を見据えたレベルアップを、労

働者という範疇だけでなく、住民全体へ支援の対象や内容を拡大してください。

6款農林水産費につきましては、農業委員会を単に全国的組織の一地方に存在する組織だから置いておくのではなく、何らかの課題や目標を小さくてもいいので探してもらい、取り組んでいく組織に変わってもらえるよう切に願います。

7款商工費につきましては、衆議院選挙終了後に自民党政権が続くとなれば、数十兆単位での経済対策が予定されています。ものづくり補助金の対象拡大や1兆1,000億円の予算がついた事業再構築補助金においても予算執行額が全く追いつかず、3年計画に延長・変更されるなど、個人レベルにおいてもビジネスチャンスは大変多く眠っています。具体的な相談アドバイス支援は忠岡町商工会に任せている状況ですが、本町のように小規模企業や事業所になればなるほど、書類作成に伴う力量不足やコンサルタント費用がネックとなり、挑戦しないという結果になってしまいます。得られる経済効果額は億から数十億と大変大きいもので、そのようなサポートができる専門家を雇う経費補助か、雇用し無償で代書させるなどして、地域における独自の産業創出を次年度に向けて新設、検討ください。また、本町の会計に関係するしないを問わず、年間1万件以上ある補助金や助成金の情報を一元化した上での提供発信体制を確立し、全国平均と比べて低い大阪府のGDP伸び率よりは、高い伸び率を見せてもらい、忠岡モデルを創出できるような取組をしてください。

8款土木費につきましては、道路や公園の清掃や除草などの整備、交通安全対策などの住民に日々見える部分の予算執行におきましては、不用額を発生させるのではなく、年度末の状況を見据えて箇所づけや優先順位を定めておき、しっかりと使い切る形での予算の執行に変わってください。

9款消防費につきましては、岸和田市との指令台業務の共同運用を取っかかりとした広域化をさらに深め、効率的な救命体制をより厚くしていただくよう願います。

10款教育費につきましては、東忠岡保育所・幼稚園再編に伴うこども園化に向けて、着実な工事執行を図っていただきますことをよろしく願います。文化会館の運用については、抜本的な見直しを完全体で図る中、まずはできることから一つずつ取組を着実にスタートしていただきますよう願います。スポーツセンターの運営については、経営が行き詰まり撤退されることがないように、引き続き連携を図っていただき、昔の直営時代のように何千万単位で町の負担が生じることがないように、引き続き連携を持って行ってください。

下水道につきましては、企業会計を用いて複式簿記化した最初の決算を迎えました。これまでに比べて下水道事業全体がすっきりと見通せることとなったと思います。これからも雨水ポンプ場の津波対策を令和4年度より開始するなど、災害に左右されることがない安定供給と、着実な借入れの返済を、住民負担にできるだけ影響しない形で執行していただきますことを願います。

上記の要望内容を踏まえて、一部審議に欠けるところもありましたが、コロナにおける世界的混乱の中、国の経済対策やコロナ死者や重症者が世界先進国に比べても比較的優秀な状況を見せた国民性を踏まえ、本町におきましても、国全体に準じた対策を執行していただいている状況であります。これからの経済回復を見据えたウィズコロナでの社会環境の中で、新たな生活様式における経済活動が活発になるように、一地方公共団体として、国からの流れや地域の高まりを政策に適宜、組み入れることを依頼し、令和2年度決算を無所属の会は認定いたします。

続きまして、是枝綾子副委員長の意見書です。

令和2年度忠岡町決算について、日本共産党の意見を申し上げます。

この年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が、大阪では2020年4月7日から5月21日、2021年1月14日から2月28日と2回にわたって発令され、学校の一斉休業が3月2日から5月31日もの長期間、行われた年度でした。突然の一斉休校やイベントの中止・キャンセルなどにより、休業を余儀なくされ、収入の減少、失業・廃業など、多くの国民に多大な影響を及ぼしました。

休業要請による「自粛と補償はセット」という野党の追及と世論に押され、安倍政権は、当初、やらないと言っていた休業補償をせざるを得なくなり、持続化給付金が5月1日、フリーランスなどの方にも対象を広げて実施になりました。また、困った人に手当を速やかに行えという国会での追及と世論により、1人10万円の給付金の支給も実施されることになりました。

消費税10%の増税に追い打ちをかけ、新型コロナのパンデミックという状況下、本町住民の暮らしへの影響と、本町の対応が求めに応じたものであったのかという視点から決算を見てみました。

一般会計は、クリーンセンター更新工事等やスポーツセンター空調設備更新工事などの投資的経費が増となり、国からの1人10万円の定額給付金や新型コロナ対応地方創生臨時交付金活用事業などにより、92億円を超える財政規模となりました。

実質収支は1,013万円の黒字となり、財政調整基金の取り崩しを回避できたというものです。

まず、一番評価すべきことは、借地であった西区ふれあい公園を町が買い戻し、面積は狭くなりましたが、存続させたことです。前町長時で地権者に返却する方針でしたが、これを撤回し、買い戻すことに転換されたことは評価すべきことです。

新町長におかれましては、重要な方針決定の際は、議会・住民の意向をよく聞いて進められる点が述べられました。

臨時交付金の活用では、全世帯への水道料金の基本料金の減免、1人5,000円の給付金、学校給食費の無償化、全世帯へのごみ袋の支給などが行われました。

決算では他にも、学校トイレの洋式化工事、町独自での少人数学級の取組、町独自の就

学前教育・保育の給食費の完全無償化、あすなろ未来塾、不登校児童・生徒のための適応指導教室開設に向けた改修工事など、子どものための事業が行われました。

また、一人暮らしの高齢者の上下水道料金基本料金減免制度の継続、中小企業融資の利子補給制度の継続もされています。

問題点として、消費税増税分や地方消費税交付金などの増額分は、一般財源の置き換えではなく、住民福祉の向上のために使うことを求めます。

新型コロナウイルス対策事業が3億円の臨時交付金以外に、町の一般財源から持ち出した分は、わずか262万円であります。PCR検査や保険料、公共料金引下げなど、必要なコロナ対策のために支出することを求めます。

また、クリーンセンター整備運営事業の4年間の包括契約の1年目の年であり、入札の周知期間が短かったため、応札には現請負事業者1社のみ参加でしかなく、入札の公平性が保たれてない上、競争原理が働かず、高い金額での契約となりました。その上、包括契約のため、事業者側に有利になってしまった、この契約については認められません。

会計年度任用職員制度がスタートし、本町はこれまでよりも給与を下げることをしないよう対応しているとのことでした。引き続き、非正規の職員の労働条件の改善を求めます。

国保会計では、所得の2割を超える耐えがたい負担の本町の国保料のままです。令和元年度に続き令和2年度も2,000万円の単年度黒字のため、国保基金は4,000万円を超えており、取り過ぎた保険料は、高過ぎる国保料引下げのために使い、国保加入者に返すこと。

介護保険会計は、第7期事業計画の3年目でしたが、6,172万7,000円もの黒字であり、取り過ぎた保険料でした。第8期の保険料引下げのために使われましたが、第7期の保険料は、第6期に比べ24%もの値上げであり、住民に多大な負担となりました。

また、新型コロナ感染を恐れて、通所サービスや居宅サービスを利用しないという方も多くあり、保険給付費が予算よりも低くなり、1,500万円もの不用額を出しました。それ以外にも、要介護認定の更新時、要介護1から要支援の1と2に落とされるという問題があり、希望する介護サービスが受けられなくなるという給付費抑制政策が取られていることも問題であります。

高い、使えない介護保険ではなく、高齢者に安心でき、使える制度に改善を求めます。

後期高齢者医療会計について、令和2年度は保険料が均等割も所得割も値上がりし、軽減割合も8.5割から7.75割、8割から7割にされて、大幅に値上がりをしました。高齢者への負担増は認められません。

下水道企業会計については、令和2年度から地方公営企業会計が適用され、初めての決算でありました。これまでに雨水、下水とも積極的に工事をしてきたため、企業債の償還金の額が財政上大きな負担となっています。今後の工事については抑制していくことと、

未接続世帯への働きかけを強め、水洗化率の向上を図られることを求めます。

多々見てきました決算ですが、住民要求である子ども医療費助成の高校卒業までを拡充されること、福祉バスの土日の運行や増便、文化会館や福祉センターなど開館日を元に戻すこと、公平公正な入札制度にするため、原則一般競争入札にし、最低制限価格の事前公表をされることなどを求めます。

コロナ禍、町民本位の、町民の命と暮らしを支える忠岡町政運営を強く求めます。

以上、日本共産党の意見とし、令和2年度の一般会計及び特別会計、下水道企業会計を認めます。

次に、小島みゆき委員の意見書です。

令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、公明党の意見を申し上げます。

令和2年度一般会計及び特別会計の歳入決算総額は130億5,984万9,389円で、歳出決算総額は129億5,448万3,285円となっており、差引き額1億536万6,104円になり、財政調整基金も取り崩さずに黒字決算となった。

中身については、個人町民税、法人町民税が減となったものの、一因としてはあるが、固定資産税の増、地方交付税、地方消費税交付金等々によるものであります。

この年（令和2年）はコロナ感染の勢いがすさまじく、町民に不安が広がり、生活様式が一変しました。本町もこれまでに270人の住民の方が感染されています。新型コロナウイルスワクチン接種も進み、本町でも、65歳以上の91%以上の方が2回接種され、12歳以上の73%の方が2回接種を終えられています。

現在、感染者数も減少傾向で、緊急事態も解除されているところです。

とはいえ、終息していないことから第6波の感染拡大に向け、国は当然ながら本町においてもこれまで同様、感染予防に全力で取り組んでいただきたいと思います。

そして、アフターコロナ社会に向け少子高齢化の進展や深刻化する児童虐待、子どもの貧困や学習機会の保障などの福祉や教育を初めとする諸課題に対しても決してなおざりにせず、取組を積極果敢に進めていただくことを要望し、本決算を認定いたします。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会としては、令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、並びに、令和2年度忠岡町下水道事業決算認定の認定について、一括採決いたしましたところ、賛成多数により原案のとおり「認定すべきもの」と決した次第でございます。

最後に今回の審査に当たっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかも、その多くは強い要望、意見、指摘として出されました。

したがって、厳しい財政運営が続く中でありますが、理事者におかれましては、本委員会内でございました指摘事項等を十二分に踏まえていただき、本町財政の効率的運用を図ることはもちろんのこと、財政健全安定化に向けてより一層取組を強められたいこ

と、また住民サービスの維持向上にも鋭意努力を傾注されますよう、併せて強く要望いたしまして、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

令和3年12月10日

決算審査特別委員会委員長、河瀬成利

以上です。

議長（和田 善臣議員）

報告は、以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対する質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

討論ありませんので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、認定第1号 令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに、認定第2号 令和2年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件を一括して、起立により採決いたします。

委員長の報告のとおり、以上2件を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに、認定第2号 令和2年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件は、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第2 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第7号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年8月1日、忠岡町忠岡中2丁目8番11号先路上において発生した事故について、相手方と損害賠償額3万3,000円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年9月6日付をもって専決処分したので、同条第2項の規定によりご報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、報告第7号を終わります。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第3 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第8号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年8月4日、忠岡町忠岡南1丁目9番15号忠岡町総合福祉センター駐車場内において発生した事故について、相手方と損害賠償額46万4,200円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年10月12日付をもって専決処分したので、同条第2項の規定によりご報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、報告第8号を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第5号））を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第45号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）で、10月1日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は1,194万2,000円の追加で、これを補正することにより予算総額は74億1,281万5,000円となります。

主な内容につきましては、総務費において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各施策に係る予算を計上するものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願ひ申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第5号))を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長(和田 善臣議員)

次に、日程第5 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第6号))を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第46号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)で、11月25日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は1億2,799万3,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は75億4,080万8,000円となります。

主な内容につきましては、民生費において、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る予算を計上するものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

今回の補正予算について、質疑を行いたいと思います。子育て世帯臨時特別給付金について質疑いたします。

この事業は、長引く新型コロナの影響を受けている18歳以下の子どもを持つ世帯に、子ども1人当たり10万円相当を支給する事業となっております。今回の補正予算は、10万円相当のうち5万円を年内に支給するための予算であります。

忠岡町でもホームページで既に支給方法等を案内されております。残りの5万円相当分については、国は3月下旬に学用品を対象にしたクーポン配布を中心に検討されていますが、自治体の状況により現金支給も可とされています。クーポン配布については、報道でもされているように、事務費が高額になり、また、地元の自治体の職員の業務量が増大するなど自治体の負担が増大します。

忠岡町では、残りの5万円相当の支給方法についてどのように検討されていますか。担当部長よりお答え願います。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

残りの5万円の給付ですけれども、今のところ国のほうは、あくまでクーポン券を基本として考慮していただきたいというところの情報しか得ておりません。また今後、国のほうは補正予算成立後、実際にどのような方法を市町村に求めてくるのか詳細が出てくると思いますので、その内容について注視してまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

国も基本的にはクーポン支給ということをして、今後の国の対応で各自治体の対応が変わってくると思います。

その中で、2回目の支給については、先ほど国がですね、学用品の購入を中心にした支給を考えていて、3月下旬をめどに予定されているとされています。しかし、新学期を迎えるに当たって、学用品の購入というのはもう既に始まっております。3月の下旬での支給では遅いと言わざるを得ません。国が示す条件もありますけども、忠岡町独自で支給の時期の前倒しということも検討していただけないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

国のほうの説明で、新学期というのは4月から、1学期ですね、7月に当たるというような昨日の情報もございます。町としてどれだけ前倒しできるかというのは分かりませんが、いずれにしても早い段階でお届けできるような形では考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

やっぱり一番、どうせ支給するなら有効に、かつ時期がいいときに支給して、ちゃんと使っていただきたいという思いもあります。

あと、今日朝の報道でしたけども、岬町で所得制限もなしに10万円支給するという報道もされておりました。そういったことで、やはり現金支給というのは、今、貯蓄に回るから経済が回らないとかいう話も出ておりますけども、やはり本来使うべきところにはきちんと使っていくと、皆さんも、消費者も思っております。その点について、町長、最後だけ、忠岡町としてどういうふうな支給方法が一番いいか、お示ししていただきたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

当然、国の動向も注視しながらですね、私個人的には現金のほうがいいのかなど。いろんな理由づけができるのかなど。学用品、また制服等々にしましても、チケットだと偏ったような動きになってもというようなことも考えてます。また、その辺もありますし、今、先ほど議員から言うてるように、岬町は制限なしというようなことで、うちらもそういうこともあるならば、それなりの精査しながらいろいろ考えていきたいと思っております。住民のためになるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

また、同じような質問をちょっと削らせていただいて、2点、子育て世帯臨時特別交付金の支給及び対象について質問させていただきます。

15歳から18歳の家族に児童手当受給者がいない、いわゆるプッシュ型以外ですよね、については年明けより順次状況が整い次第、支給の方向に動くということで、さきの全員協議会でお答えいただきましたが、それについても5万円を2回に分けていくのか、一括10万円でいけるのか、その方向性としてはいかがでしょうか。

2点目です。支給対象につきまして、令和4年3月31日までに出生するということが基準と、まあまあ国が基準を示してきているので、多分これは忠岡町として最低準じている部分やと思うんですが、できましたら妊婦ですよね。母子手帳発行を例えば基準としていただくなど、本町独自でも色を見せていただけないかということで、時期的に考えれば、年間生まれる児童の大体12分の8から12分の7ぐらいが対象になってくるかなと思うんですが、そういったお考えはいかがでしょうか、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

15歳から18歳の高校生以上の世帯に対する給付ですけれども、一応年明けから順次と言っていますが、基本的には15歳以下と同様の扱いという方向で考えております。

次の令和4年3月31日以降の出生で、そこまでに母子手帳を取られた方につきましては、今、国のほうの基準のままで考えておりますので、そういったちょっと過度の負担につきましては、本町としては今のところ考えておりませんので、よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

第1問目が分からないんですけど。1点目のほうです。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

1点目ですか。基本は18歳までの方につきましても、先行給付の5万円と、次の5万円については15歳までと同様の形でと、今現在のところ考えておるところでございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

私たち日本共産党は、困っている方に届かない不十分な給付金、臨時給付金についてということで、国会でも論戦をしておりますが、非課税に限定せず、困っている方への給付金というのを求めているという立場であります。今回、子育て世帯臨時給付金ということでの予算が出ておりますので、このことについて質問いたします。

この10万円のうち、年内先行給付の5万円ということではありますが、その給付金と事務費が出ております。残り5万円相当のクーポン券の配布にすると、それだけで事務的経費が膨大になり、12月8日の毎日新聞とかの報道でも967億円、全体ですね、国で、事務的な経費がそれだけになるということで、この事務的経費は現金給付の3倍になるということでもあります。

地方の実情に応じて現金給付も可能とするという閣議決定がされているわけですから、財政調整基金を使って、活用して、一度に今回10万円、5万円ではなく10万円を支給するという自治体もあるわけであって、必ず後から国から入るお金なので、そうするのが一番合理的だと。2回目の支給のそういった事務的な手続の経費が要らないということになりますので、ということです。だから合理的だと。

忠岡のこの事務費を見ますと、補正予算案では299万3,000円であります。2回給付なら、もう1回これが出てくるということで、2倍の事務的経費になり、クーポンにしたらこの3倍の経費がかかるということになります。で、これも国民の世論とかでも、税金がもったいない。困っている人の給付金にその分を充てたらどうかというね、私たちもそのように思っております。こういう国民の世論もあるわけですから、やはり今回、忠岡町は5万円ではなく、基金を活用して、基金を活用したら1億2,500万ですけども、活用して、後から入るんですから、年度内に。それで、1回に支給すると、10万円、この時期に支給するということはお考えでないでしょうか。こちらですかね、福祉部長にお聞きします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

先行給付5万円プラス5万円で、年内に10万円の支給ですけども、それについては私どもも考えておりました。でも、国の予算が、さきの5万円が予備費から使う。残りの5万円については補正予算で使うという国の財布が違うということで、先に先行で10万円給付した場合ですね、5万円が、残りの5万んですけども、国のほうが見てくれない場

合がございますので、そうなりますと単独、町の事業という形になりますので、1億円強の支出が見込まれる。そういった分についてはちょっと危険性がありますので、大阪市長もですね、そういった形で断念したのかなと思います。ですので、私どももぎりぎりまで国の動向を見てまいりましたが、最終的には先行の5万円を現金で年内に給付ということでいたしますので、その辺はご了承いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

国もひどいですね。立て替えて先に出すと、出してもいいよという閣議決定しておきながら、財源の保証はないというようなことを言ったら、もう自治体独自で立て替えて先に10万円出すということができなくなると。で、事務的経費は2倍にも増えるし、クーポンにせんとあかんとか言うて、また3倍かかるという、こんな無駄なことはやっぱりすべきでないと思います。そういうことだということで、今回は検討したけれども、ちょっと断念されたということでもありますので、やはりこれはちょっと国に対してこのことは、そういうね、自治体独自でやって住民のためにと思っていることができなくなるような、そういうやり方はやめるようにということは、ちょっとやっぱり国に対しては意見も申していただきたいと思います。

もう1点、ちょっと私、お聞きしたい点があります。これは臨時特別給付金の事務費のところ、25ページであります、これ、職員の時間外勤務手当というものが出ております。148万8,000円。これ、事前にちょっとお聞きしたところ、12月28日に1回目の支給と、そして年明けには高校生についての事務が行われますが、職員の時間外手当のこの148万8,000円の内訳は、児童係の3名の職員が毎日数時間、あるいは5時間、2か月間も残業するというものであります。児童係、女性が中心の職場です。ここで毎日、女性が長時間にわたって残業を2か月間もするというのは、職員の健康面にも支障を来すだけでなく、日常業務にも支障を来たしていくということになりかねないので問題だと思います。

この業務を職員の残業という形で行うのではなく、臨時職員を雇用して対応するという方法は考えなかったのでしょうか。担当部長よりお答えいただきたいと思ひます。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

この職員手当の時間外勤務手当ですけれども、国の10分の10の補助事業で実施するものでございます。あくまで人件費の枠として計上したものでございまして、職員の時間外勤務につきましては、児童手当の口座に振り込むというのが主な業務でございますので、それほど過度にならないものと思っております。また、会計年度任用職員の採用については特に考えておりませんが、一時的に事務が繁忙するようであれば、担当課全体で事務をこなしていくということも考えておりますので、そんなところでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

これは国の事業であって、忠岡町固有の事務ではないので、国が全額事務費を持つわけでありまして。国の仕事なのに、国がすればいいわけなんですけど、市町村に押しつけてきている。そして、職員にそのしわ寄せが行くということになっては、やっぱりこれはいけないと思います。で、残業を前提に支給する事業ということであれば、これはおかしいことだと思います。時間内に収まるという業務であれば、これを忠岡町でするというのは分かりますが、時間外を前提にするというのは、やはり働かせ方にも町としては考えなければいけない問題ではないかというふうに思います。

会計年度任用職員というものを採用しても、その事務費は出るんでしょうかということ、担当部長よりお聞きしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

予算項目として、今、時間外勤務手当しか計上しておりませんので、会計年度任用職員の賃金といいますか、それについては今のところ町としては考えておりませんので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。これが最後で。

6番（是枝 綾子議員）

これは会計年度任用職員も採用できるような、そういう、後でね、後の補正予算とかで組んで、専決なりでできるものかどうかということはお聞きしたいと思います。やはり問題が起こってから会計年度任用職員も採用しないということであれば、これはやっぱり町そのものの事務に支障を来し、ひいては住民サービスの低下になると。困るのは住民なんでね、最終的には。やはりそこはよく考えていただいて、事務をやっていただきたいというふうに思います。答弁、頂けるんでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

もう4回目ですので、それで終えたいと思います。

6番（是枝 綾子議員）

そしたら、それをぜひ考えていただきたいと思います。職員にしわ寄せしないようお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第6号））を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第6 議案第47号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (杉原 健士町長)

議案第47号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、職員の育児と仕事の両立支援として育児短時間勤務制度を導入し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、複数ある勤務形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することを可能とすることについて、関係する条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第47号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第7 議案第48号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第48号、忠岡町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行による産科医療補償制度の掛金の引下げに伴い、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額を維持するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第48号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第8 議案第49号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第49号、令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は1億1,786万円の追加で、これを補正することにより、予算総額は76億5,866万8,000円となります。

主な内容につきましては、各費目で計上している人件費において、職員の異動等に伴う調整額の計上、入札事業における落札額と予算額の差額及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一部の予算不用額などの減額でございます。

また、総務費において、住民訴訟に伴う弁護業務委託料の計上、非常勤職員等公務災害補償費の計上、財政調整基金積立金の計上、総合行政システム（児童手当）改修業務委託料の計上、ふるさと忠岡応援寄附金関連経費の計上、コロナ対応事業者応援金の計上、中間サーバーに係る負担金及び戸籍電算システム改修委託料で財源更正、民生費において、

介護給付・訓練等給付費の計上、児童発達支援事業費の計上、ひとり親家庭医療扶助費の計上、子ども医療扶助費の計上、（仮称）東忠岡地区認定こども園整備工事で財源更正、衛生費において、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る予算の計上、教育費において、小学校費及び中学校費で感染症対策消耗品代の計上、施設等備品購入費の計上、公債費において長期債償還利子の減額、一時借入金利子の減額などがございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、大津川河川公園管理委託について、期間は令和3年度から令和5年度まで、限度額を1,610万4,000円と定めるものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、認定こども園整備事業債において限度額を1億2,440万円に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業から、コロナ対応事業者応援金について質問いたします。

全協でも指摘をさせていただきましたんですが、これから始める新しい事業ですので、申込みの条件でありますセーフティーネットの締切り期限の延長をご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

募集期間につきましては再検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。今年度の事業でありますので、急がないといけないというのも

分かっておりますが、できる範囲で結構ですので、どうかよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

今回上がっております訴訟費用に絡んでご質問させていただきます。

忠岡町のほうでは住民参加といいますか、積極的に情報公開請求をし、住民監査請求、住民訴訟をする町民の方々ですね、まあ非常に少ないわけですがけれども、忠岡町のほうではそういった訴訟リスクというものをどのようにお考えなのかというところをお聞きしたいと思います。

昨日も一般質問で私のほうから、行政財産目的外使用料の件についても質問させていただきましたけれども、様々な案件でいろんな訴訟リスクがあるわけです。日頃の本町の事務ですね、見てますとちょっと遵法精神が欠けているようにも思われます。今後、住民監査請求、住民訴訟また国賠請求等々ですね、訴訟が起きるリスクは非常にあるわけで、その辺、忠岡町としてどのようにお考えかというところをお聞かせください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今回、忠岡町のほうで住民訴訟が出されました。今後、職員に対しましては事務のほうですね、しっかりと改善するなり適正に執行するやうにというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

これまでも私のほうからもいろんな指摘させていただいてきています。やはり忠岡町側の解釈なり意見ですね、主張というものと、やっぱり食い違ったりする部分が非常に多いというところで、今後、より基本に忠実にといいいますか、やっぱり根拠、法令遵守の精神、きっちり持ってやっていただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

答弁、要りますか。

1 1 番（勝元由佳子議員）

はい。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

当然、法令の根拠に基づいて行っていくというところでございます。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

4 6 ページのところの債務負担行為の補正についてであります。大津川河川公園管理委託、令和3年度から令和5年度までとございますが、これは入札との関係で、今回は14か月ということの予算ですので、金額が大変、2か月分多くなっておりますけれども、この委託の中身というんでしょうか。かねてからやはりこの大津川の河川公園の管理の、特に除草というところ、ごみもですけれども、その辺りについてはこれまで、令和3年度は10か月分で2回ということでありましたけれども、今度は、これは何回分、14か月ですけれども、何回の除草をされるのか。やっぱり適宜きちっと伸びてきたら管理をすると、できるような、そういう契約にしていきたいと思います。何回を想定されておりますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

当然、場所によって回数等は違ってまいりますけれども、最大で4回ということ考えておるというところでございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

12か月で4回でなく、14か月で4回ということありますが、やはり夏ですね。繁茂期のところできちんと管理ができるかどうかで、伸びてきたところ、「場所によりま

す」とおっしゃっておられましたが、やはり大変伸びて危険な状況になるところがきちんと管理されるような契約になるのかどうか、その点についてはどうお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

草のことでございますので、執行上ですね、生えてくるようであれば優先的にこちらをやってくださいということも当然考えておりますし、またいろいろなご意見を賜っておりますので、仕様書の作成につきましては十分注意して入札事務を行ってまいりたいということで考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員、これで3回目ですので、これで完結するようにお願いします。

6番（是枝 綾子議員）

大津川河川公園の管理委託ということで、業者に委託をするんですが、管理責任は忠岡町にあるということですので、忠岡町がきっちりと管理をしていくという立場で、ぜひ住民の苦情には即対応してきちんと管理されることを求めておきます。よろしくお願いいたします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

私も議員時代から、この問題はいろんな問題で提案してきました。共産党さんがヤギを飼ってくれるんやったら、今からでもこの予算内でヤギの5匹や6匹連れてくるんですけど、そういうことも検討に入れながら、いろいろ鳳土木さんとも聞いてます。いろんな器具等々も持ってるということで、試行錯誤やっていったらいいかというようなことも原課には説明してるわけなんですけれども、入札のあり方そのものも監査委員さんからも指摘を受けたことがあるのです。四半期での入札方法をしたらどうやとか、もう極端なことを言うたら、今部長も言っていましたように、4回の除草しかせえへんやったら四半期の、しっかりした四半期で入札をするとか、またボランティア活動を中心に、どうにか半減できないかというようなこともいろいろ提案は私なりにしてますので、期待してほしいんですけども、何か知らんけど焦ってるんですよ、原課のほうが。まあ、その辺も踏まえながら頑張りますので、ちょっと期待しておいてください。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第49号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第7号)についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第9 議案第50号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第50号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2,203万8,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は19億6,440万9,000円となります。

主な内容につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴う財源更正、基金積立金において、国民健康保険事業財政調整基金積立金の計上、諸支出金において、前年度国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）返還金の計上でございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

令和2年度の、前年度の国保の会計が黒字であったと、2,000万円以上ということで、その繰越金、そしてそれをほぼほぼ全額、積立金、国保の基金に積み立てるといふものでありますが、この国保会計が黒字になった理由ですね。主な要因は、事前にお聞きしたら保険給付費と、入ってくる交付金との差で660万円の乖離があったということと、あと保険者支援制度、町の努力ということで、インセンティブで764万円が入ってきたということが主なことだと聞いておりますが、そうでしょうかという確認が1点。

もう1点は、国保会計が黒字であるならば保険料を引き下げるべきではないかということでもあります。取り過ぎた保険料を加入者に返すというのは当然のことであり、引き下げるということでもあります。都道府県化される前は、忠岡町が国保料を設定をしていたときは、大幅黒字の場合は引下げ、据置き、そういったことに町の判断でしておりました。しかし、都道府県化されて、そして大阪府の標準保険料という統一保険料に、忠岡町は1年目から合わせました。それを採用しましたということで、忠岡町の決定なんですね。忠岡町がその保険料を採用したという、忠岡町が決めたということでもあります。ですから、その分が保険料は忠岡町に、保険料の決定権はまだ今、6年間の経過措置の期間ですから忠岡町が決定できるはずであります。ということで、忠岡町は保険料引下げにこの2,000万円を使う考えはございませんでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

黒字の要因につきましては、先ほどおっしゃられたとおり保険者努力支援制度分764万6,000円、保険給付費等交付金、府インセンティブ分ですけれども、606万2,000円が大きな要因となっております。

国民健康保険の保険料率ですけれども、国保運営方針のとおり標準保険料率、統一保険料率を本町の保険料率としておりますので、今後の国保を取り巻く事情を受けて大阪府が設定することになりますが、市町村は、その設定の際には住民負担が急激に増えることのないよう強く要望しているところでございます。保険料の適切な保険料率の設定ですね、それについて大阪府に対し要望しているところでございます。よろしく願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

1つ目の質問であります。給付費がそう多くなく、交付金が入ってきたということもあったということありますから、やはり想定していた保険給付費がそれほど多くなく、それを見込んで取っていた、徴収していた国保料がたくさんあったということの差であるというふうに私は思います。ですから、取り過ぎた保険料はやはり加入者に返してあげて、少しでも高い保険料を引き下げていくというのが忠岡町の取るべき道ではないかというふうに思います。

その引下げに使えないという根拠に、今答弁にありました大阪府の国保運営指針ですね。これ、都道府県で国保運営指針を設定するという、つくると、策定するということが書かれてあるということで、全くひどいなと思います。余ったら返すと、保険料引下げに使うべきなのという、この国保運営指針というものについて、これは法令ではありません。法的な義務もございません。だから従う義務もございません。ということで、いわゆる指導的助言というふうに私は思いますが、その国保運営指針を根拠に忠岡町はしませんと言うのは、実は忠岡町がしないというふうな意思を決定していると、保険料を設定しているということにしかすぎないわけであります。

平成30年度から国保が都道府県化されて、上がりました。高い国保料がさらに上がったと。毎年上がっていく。3年間、平成30年度、2,000万円黒字になりました。31年度、令和元年度、2,000万円黒字になりました。今年度、令和2年度も2,000万円余りました。合計でこれ積立金に積み立てますと、今現在4,110万円が6,263万円の国保基金になるという。これだけあれば1世帯当たり、加入している1世帯当

たり2万円近くの保険料引下げに使える財源になるのに、いや、余っても返さなくて、そして基金に積むだけ積んで、保険料引下げには使えないという、こんな理不尽なことはやっぱりないと思います。

コロナで大変な方、保険料の軽減もありますけれども、それに相当しない方とかいう方もやっぱり高い保険料の支払いに苦勞されています。引下げに使う使わないというのは、実はこの技術的助言ですので、忠岡町が保険料の引下げを決める決定権はやっぱりあるということですので、引下げに使う考えはございませんでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

忠岡町としましては、やはり大阪府の国保運営方針に従い、保険料率を下げることを目的とする繰出しは行ってはいきませんので、よろしく願いいたします。

また、本町の国保事業の財政調整基金ですけれども、設置目的にも記載してあるとおり、事業費納付金の納付が難しい場合の不足額への充当及び保険者が行う保健事業、その他緊急やむを得ない財政需要に充てるために設置したものでございますので、その辺も加味しまして、本町としましては基金を使つての保険料を下げるということはいきませんので、よろしく願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

是枝議員、これはまた3回目ですので。

6番（是枝 綾子議員）

質問ではなく一言ということ。大変高額な金額を国保基金にためて、そして納付金ですね。大阪府に納付できないときに充てるということですが、この間きちんと納付されてきていて、それで基金を取り崩したことはございません。健診なりそういったところに使うといつても別に取り崩して、それはそれで別の予算を組まれてますので、ここから崩してするということもございません。ということで、やはりこれは忠岡町が引き下げないと言っていることだというふうに思います。引下げのために努力を求めておきます。

議長（和田 善臣議員）

答弁はいいですか、もう。

6番（是枝 綾子議員）

意見というか一言ということ。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

先ほどの質疑でもございましたが、余った、黒字で余ったその繰越金は、保険料の引下げのためには使われないということでありました。本来、黒字であれば、それは取り過ぎた保険料であります。大変高い保険料を引き下げるとするのは住民の福祉の向上のためには必要な、行政が取るべき施策だと思いますが、されないということでありました。

この保険料が引き下げれないということの根底に、国保の運営指針を挙げておられますが、やはりこれに従う義務はございませんので、やはりこれは引下げに使うべきであると。そしてこの基金に積んだお金については、そこからその基金条例ですね。国保基金条例は忠岡町独自で、忠岡町の条例ですよ。だから忠岡町が決めるはずなのに、決めておりますが、その基金は国保料引下げのためには使わないという、そういう基金、国保基金条例にしているということも問題であります。これは条例を変えて、改正して引下げにも使えるようにすべきであります。

ということで、このように大変6,000万円、6,263万円も積み立てるとこういう金額になるという、こういう補正予算は認めることができません。よって、日本共産党は反対をいたします。

議長（和田 善臣議員）

これに賛成の討論はありますか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

それでは、本件については異議がありますので、起立により採決いたします。

原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長 (和田 善臣議員)

賛成多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第10 議案第51号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

議案第51号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、11万9,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は17億5,078万2,000円となります。

主な内容につきましては、諸支出金において、前年度国庫支出金精算返還金の計上でございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

討論ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第51号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

ここでお諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和3年第4回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第11 決議第1号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議について

日程第12 意見書第11号 中小事業者の営業を守るため、消費税に係るインボイス制度の延期を求める意見書の提出について

日程第13 意見書第12号 文書通信交通滞在費の見直しを求める意見書の提出について
日程第14 意見書第13号 ジェンダー平等社会の実現のための諸制度整備を求める意見書の提出について
日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

それでは、日程第11 決議第1号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

決議第1号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議について。

本町議会は、次のように決議する。

令和3年12月10日提出

提出者	忠岡町議会議員	三宅 良矢
賛成者	同	河瀬 成利
	同	北村 孝
	同	勝元由佳子

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を
深めるための取組を推進する決議（案）

1940年代後半から2000年頃にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。

平成14（2002）年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5名の拉致被害者が24年ぶりに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、未だに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っている。日本政府は、帰国した5名を含む17名を北

朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や「いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案がある」とし、拉致の可能性を排除できない失踪者は900名近くいると言われ、大阪府内では19名の失踪者リストが公開されている。日本国内では、平成9（1997）年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が、平成29（2017）年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）の御家族により「特定失踪者家族会」がそれぞれ結成されており、被害者の救出を求める運動により令和3（2021）年9月末には1500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置付け、その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であるとし、特に若い世代に拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」（令和3年4月23日）が通知された。また、それ以前にも児童生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」の学校等における上映を促進するように、各都道府県教育委員会等を通じて学校等の関係機関に周知しており、大阪府教育庁においても、「府立学校に対する指示事項」に日本人拉致問題に関する理解を深める取組みとしてアニメ「めぐみ」を事例紹介している。

また、拉致問題対策本部が毎年実施している、全国の中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールがあり、こうした取組みに積極的に関与することが求められる。

よって忠岡町議会は、一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、アニメ「めぐみ」、
「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題啓発
舞台劇公演「めぐみへの誓いー奪還ー」、映画「めぐみへの誓い」及び「北朝鮮人権侵害
問題啓発週間作文コンクール」等を通じて、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を
深めるための取組みを推進する。

以上、決議する。

令和3年12月10日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

中身につきましては、ただいまの事務局長の読み上げた内容のとおりです。

昨年度も同じような意見書を提出させていただきました。それにつきましては、昨年は政府に対する意見として出させていただきました。今回は風化させないというための決議ということで出させていただきます。なお、これは拉致議連にて、この大阪府市町村議会で今回、この12月に一斉提出をするという取組の一環にもなっておりますので、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

提出者に1点確認をしたいと思います。この決議においては、教育の自主性は尊重されますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

されるという見解でよろしいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（あ り）

議長（和田 善臣議員）

討論があります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

それでは、賛成者の討論を許します。

6 番 (是枝 綾子議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

是枝議員。

6 番 (是枝 綾子議員)

この決議に対しての賛成の立場で意見を申し上げます。

国際的犯罪行為である拉致問題は、一刻も早い解決が求められる重大な問題です。我が党はその解決のために一貫して力を尽くしてきました。

拉致問題については、解決を目指すための宣伝啓発はもとより、学校教育の場で取り上げることも十分あり得ます。その際に用いる教材や手法は、学校現場が自主的に決めるべきものと私たちは考えております。

今、質疑のところで提出者に確認をいたしましたら、教育の自主性は尊重されるものですというお答えもありました。

よって、私たちは今後も、拉致問題の早期解決とともに、教育の自主性が守られるというために全力を尽くしていきたいというふうにも思っております。そういったことからこの決議には賛成をしたいと思います。

議長 (和田 善臣議員)

他に、討論ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

それでは、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、決議第 1 号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、いた決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

ここでちょっと皆様方にお聞きいたします。12時になっていますが、最後までこのま

ま会議を続けてよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

はい。

6 番 (是枝 綾子議員)

意見書、今回また、たくさん意見書がございます。ですから、やはり昼は休憩は休憩で取っていただいて、きちっと 1 時から再開ということをしていただきたいと思います。

議長 (和田 善臣議員)

ただいま是枝議員から、昼休憩を取るという意見が出ました。これにご異議ありませんか。

3 番 (北村 孝議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

北村議員。

3 番 (北村 孝議員)

3 件ですよ。意見書。

議長 (和田 善臣議員)

3 件です。

3 番 (北村 孝議員)

わずかな、そんなに多くは取らないと思いますので、休憩でしたらわずかな時間でいいのかなと思いますけど。皆様のご同意があれば。

議長 (和田 善臣議員)

そしたら、北村議員のほうで短い休憩でいいんじゃないかという意見がございます。採決しましょうか、これ。

それでは、私が判断させていただきます。10 分間休憩させていただきます。15 分より再開いたします。

(「午後 0 時 0 3 分」休憩)

議長 (和田 善臣議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

(「午後 0 時 1 5 分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (和田 善臣議員)

次に、日程第 1 2 意見書第 1 1 号 中小事業者の営業を守るため、消費税に係るイン

ボイス制度の延期を求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第11号 中小事業者の営業を守るため、消費税に係るインボイス制度の延期を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、中小事業者の営業を守るため、消費税に係るインボイス制度の延期を求める意見書を提出する。

令和3年12月10日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子

賛成者 同 二家本英生

同 同 河野 隆子

中小事業者の営業を守るため、消費税に係る
インボイス制度の延期をもとめる意見書（案）

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中、令和5（2023）年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向けた申請が始められています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、事業者免税点制度を実質的に廃止するものです。

このインボイス制度は、シルバー人材センターで働く会員も個人事業主という位置づけで適用されることが明らかになっており、影響が広がることが懸念されます。

課税事業者から見ると、仕入先が適格請求書発行事業者ではない売上1,000万円以下の個人事業者やフリーランス等が発行した請求書では、仕入税額控除が受けられなくなる。つまり、免税事業者に支払った分の消費税控除が受けられなくなってしまうことになる。また、課税事業者からすれば、インボイスを発行できない免税事業者との取引は仕入税額控除が受けられなくなるため、取引先を変える要因の一つになってしまうことが予想される。

一方、売上1,000万円以下の事業者が、これまでどおりに課税事業者との取引をするためには、インボイスの発行事業者の番号を登録し、課税事業者への転換を迫られることになる。つまり、消費税を納税しなければならなくなり、これまで、消費税の負担を免除されていた事業者には、経営悪化や会計処理、帳簿保存の煩雑化といった問題が発生す

る可能性がある。課税事業者にとっても、免税事業者にとっても、負担が増えることは明らかである。コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイスに対応できる状況ではない。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げている。新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済、社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠である。

よって、消費税のインボイス制度実施の延期を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月10日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

提出者にかわり、趣旨説明を行います。

この意見書は、泉大津忠岡民主商工会から提出されたものであります。

内容につきましては、先ほど局長が朗読していただいたとおりではありますが、補足説明させていただきます。

現在、年間の課税売上高が1,000万未満の事業者については、消費税部分については納税が免除されています。これが免税事業者であります。

今回、インボイス制度を導入することによって、売上げが1,000万以下の個人事業者やフリーランスなどの免税事業者が発行した請求書では、仕入税額控除が受けられず、売上げにかかった消費税分をそのまま納税することになります。それでは、課税事業者も免税事業者も大きな負担となってきます。

また、インボイス制度は、個人事業主も対象となり、全国約70万人のシルバー人材センターの会員は、個人事業主に当たります。そのため、シルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとするれば、会員である多くの高齢者は、インボイス制度に登録し、消費税を納めなければなりません。

それは、とても煩雑な作業であり、高齢者にとっては発行が困難であります。

その場合、仕入税額控除が適用されないため、配分金の中から消費税相当分を納税することとなり、配分金の減少となってしまいます。

忠岡のシルバー人材センターでも、先日の全員協議会で、令和2年度の配分金が約9,600万円ということが分かりました。配分金は内税であるため、約900万円分の配分金が納税分となり、会員の配分金が減少してしまいます。

新型コロナの危機で地域経済が疲労しているもとで、より一層中小企業や自営業者に負担がかかるインボイス制度を現在導入すべきではなく、今は何より経済回復することが優先されます。忠岡におきましても中小企業や個人事業主が多い土地柄であります。そういったことを配慮していただきたいと思えます。

よって、インボイス制度実施の延期を今回求める意見書であります。

議員の皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

以上で趣旨説明を終わります。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（あ り）

議長（和田 善臣議員）

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

このただいま出されました中小事業者の営業を守るため、消費税に係るインボイス制度

の延期を求める意見書についてであります。これを実施するに当たって、令和5年、若干2年近くあるわけで、先ほど趣旨説明の中にも、さきの全員協議会で議員が聞かれまして、担当課、原課が、シルバー人材センターとしても全国的にこういったことのいわゆる負担を生じることの、そういった緩和といいますか、そういったことの意見書というか要望を出しているということで、日にちもまだ2年近くありますので、動向を私どもは見ていきたいと。

そして、その上でこの意見書については、延期を求める意見書となっておりますが、中味についてはインボイス制度そのものを否定するものであり、矛盾を感じるところでありますので、公明党といたしましては反対の立場を取らせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

シルバー人材センターが除外されたとしても、それ以外の影響を受ける方は大変多いということであります。今現在、消費税の免税事業者ですね。年間の売上げが1,000万円以下という方は個人、法人で500万円をはるかに超えると言われております。財務省の試算では課税事業者を選択する免税事業者はといいますと、これが導入されたら適格請求書発行事業者にならなくてもいいのに、ならざるを得ない、取引から除外されたら困るということ、選択しなくてもいいのに選択する方が161万件というふうにしております。

これらの事業者には、やはり建設業の一人親方、IT技術者、フリーライター、クラブなどのホステスさんなど多様な個人事業主や、ウーバーイーツの配達員、アニメーターなどのフリーランスと言われる方々が含まれるとされていますが、さらに個人タクシーや赤帽などの運送業、音楽、書道、英語教室の講師、ヤクルトの販売員、生命保険や損保の外交員、あとシルバー人材センターで働く人など様々ということであります。大変多くの方に影響が出るということで、大変中小企業の団体や税理士の団体もこれを凍結、延期、見直しを求めて意思表示をされていらっしゃるということでもあります。

ですから、シルバー人材センターが除外されても、こういった方々は除外されるということにはならないと思います。忠岡町もやはりこういった方々は大変多いかと思えます。そういった方々がコロナで今大変収入が減っている、仕事がない、大変なときにこういったものが導入されていくとなりますと、大変生活にも営業にも困って廃業を選択しないといけなくなっていくということになります。

やはりこういったコロナ禍、こういった制度の導入、実施はやはり延期すべきだというふうには、多大な影響受けますので、住民の方が、中止をすべきだということで、そういう立場ですが、これは延期を求める意見書ですので、一致できるものだと思います。

賛成の方もやはり延期すべきだという方も多くおりますので、ぜひ議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に討論はありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第11号 中小事業者の営業を守るため、消費税に係るインボイス制度の延期を求める意見書の提出について、起立により採決いたします。

賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第13 意見書第12号 文書通信交通滞在費の見直しを求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第12号 文書通信交通滞在費の見直しを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、文書通信交通滞在費の見直しを求める意見書を提出する。

令和3年12月10日提出

提出者 忠岡町議会議員 三宅 良矢

賛成者 同 河瀬 成利

賛成者 同 北村 孝

賛成者	同	是枝 綾子
賛成者	同	勝元由佳子

文書通信交通滞在費の見直しを求める意見書（案）

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費（以下、「文通費」という。）が、11月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として、10月分の満額100万円が支給されたということを発端に、文通費の用途について社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっている。

文通費については、国会法第38条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に毎月100万円が支給されているが、法律上、当該手当については、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、その原資は国民が納めた税金から支出されているにもかかわらず、その使途が不明瞭かつ特権的であり、与野党間で日割り支給の改正のみに留めようとしていることも含め、国民からの大きな政治不信を生んでいる。

以上のことを踏まえ、国民からの税金を原資とする国会議員歳費について、地方議会の政務活動費と同様に透明性及び公正性を確保し、以って国民の理解が得られる歳費制度となるよう、以下の内容について要望する。

- 1 年度毎の会計帳簿及び領収書等の裏づけ資料について提出及びWeb上での公開を義務化すること
- 2 使途基準を明確化すること
- 3 使途基準に反した使用をした場合、及び年度末に残金が発生した場合について国庫へ返納できる法整備をすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年12月10日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

先ほどの局長の読み上げに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第 12 号 文書通信交通滞在費の見直しを求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

本件につきましては、早速関係官庁へ送付ことにいたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第 14 意見書第 13 号 ジェンダー平等社会の実現のための諸制度整備を求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第13号 ジェンダー平等社会の実現のための諸制度整備を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、ジェンダー平等社会の実現のための諸制度整備を求める意見書を提出する。

令和3年12月10日提出

提出者	忠岡町議会議員	是枝 綾子
賛成者	同	二家本英生
賛成者	同	河野 隆子
賛成者	同	勝元由佳子

ジェンダー平等社会の実現のための諸制度整備を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の貧困、失業、DV被害や自殺者の増加など日本のジェンダー平等施策の遅れを浮き彫りにした。

日本政府が男女共同参画を推進している一方で、令和3年の世界経済フォーラムが公表した、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数によると、日本は世界153か国中、120位といまだ低い状況にある。

政府も令和2年12月に策定した第5次男女共同参画基本計画の中でも、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取り組みを進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」と述べている。

人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会の実現が求められる中、ジェンダー平等施策の強化は喫緊の課題である。

本町議会では先般の9月議会において、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を可決したところである。

よって国においては男女共同参画社会の実現に向け、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 同一労働同一賃金の原則を関係法令に明記し、男女の賃金格差を是正すること。
- 2 夫婦別姓を選べる制度を取り入れる民法改正を行うこと。

- 3 ILOが一昨年採択した「労働における暴力とハラスメントを除去する条約」の早期批准にむけて、国内法制を整備すること。
- 4 女性の貧困やDV対策など、国のジェンダー平等施策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月10日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

提案者に代わり趣旨説明をさせていただきます。

この意見書案に書かれておりますように、日本はジェンダーギャップ指数によると153か国、120位という状況でございます。

そこで、まず1つ目ではありますが、男女の賃金格差、これは政府の責任で是正するということが求められております。賃金の平等は、ジェンダー平等社会を築く上で土台中の土台であります。しかし、日本では依然として大きな男女の賃金格差が残されており、正社員でも女性の賃金は男性の7割、これは厚生労働省の統計調査で発表されておりますが、また非正規を含む平均給与では、男性が532万円、女性が293万円と、国税庁のほうで調査しております。40年勤続で計算すると、生涯の賃金では1億円近い格差になります。この格差は年金にも連動し、大きな男女格差になり、定年まで働いても年金で生活できない女性も少なくありません。

国連の女性差別撤廃委員会などからも、繰り返し、性別賃金格差を縮小するための取組を強化することが勧告されてきました。しかし日本政府は、条約を1985年に批准しながら、まともに具体化、実施に取り組んでおりません。

非正規雇用でも、同じ仕事なら正社員との時間比例で同じ賃金、同じ労働条件を保障するために、同一労働同一賃金、均等待遇の原則を、労働基準法、パートタイム労働法などに明記をし、賃金や賞与、有給休暇、福利厚生などの不当な差別をなくすことが求められております。

また、夫婦別姓についてでありますけれども、夫婦・家族の形は様々であって、それぞれの選択に寛容な社会をつくることが急がれております。

夫婦別姓を選択できるようにしてほしいと、長年にわたって多くの人々が声を上げ、裁

判にも訴えることを含めて運動してまいりました。しかしながら、自公政権はこの願いに背を向け続けています。世界では、法律で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけです。しかも、結婚時に女性が改姓する例が96%と、明らかなジェンダー格差があります。

また、同性婚を認める国・地域は、約30に上り、日本でも同性カップルを認証するパートナーシップ制度を導入する自治体が約120に広がって、総人口の40%をカバーしております。

既に国民の間では、選択的夫婦別姓に賛成だという方が78%、この78%はとりわけ若い世代の中での賛成の意見であるようであります。夫婦別姓を選べる制度を取り入れる民法改正を行うことが必要であります。

また次に、国際労働機関（ILO）は、2019年6月21日、設立100周年を記念する第108回総会において、「仕事の世界における暴力およびハラスメントの撤廃に関する条約」を採択いたしました。本条約は、仕事と関わる暴力とハラスメントに焦点を絞って、その撤廃を目指す初めての国際条約であります。

日本でも、雇用機会均等法がセクハラ及びマタニティ・ハラスメントを防止するための措置を事業主に義務づけ、育児休業や介護休業に関するハラスメントについては、育児介護休業法が同様の対応を求めています。

2019年に改正された労働施策総合推進法でも、職場における労働者の就業現場を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策の充実が規定され、事業主には「職場において行われる優越的な関係を背景した言葉」についても、雇用管理上の措置を取ることが義務づけられました。同年12月には、いわゆる「パワハラ指針」も決定されるなど、ハラスメントに対する関心が高まっていますが、これらはいずれもハラスメントそのものの禁止を規定するものではありません。

本条約が仕事と関連するハラスメントを広く定義することによって、影響を受ける人々を少しでもすくい上げようとしているのに対して、日本の法律等では「業務を遂行する場所」「優越的な関係」などの条件をつけて、ハラスメントを限定的に定義しようとする傾向が見られます。

また、これらは事業主に防止義務を課すものであることから、雇用関係のないフリーランスや就活中の学生などに対するハラスメントについては、問題として認識されてはいるものの、対象外となっています。条約で求められる被害者に対する救済制度も、整備されておられません。

日本政府も賛成票を投じた本条約の速やかな批准と、暴力とハラスメントのない仕事環境の実現への真摯で着実な取組が望まれます。国内法制を整備することが求められます。

また、最後であります。DV防止法を改正し、緊急保護命令の導入や保護対象の拡大など、これを図ることが今求められています。国の予算を増やして、関係諸機関と連携協力した切れ目のない支援、また配偶者暴力相談支援センターの増設や、24時間相談体制

の確立などを進めることが望まれています。そして、民間シェルターへの財政的支援の強化や、ステップハウスへの助成、公営住宅への優先入居など、生活再建のための支援を強く求める必要がございます。

新型コロナ感染拡大は、国民の命や暮らしの基盤の脆弱さとともに、とりわけ女性の貧困、そして失業、DV、自殺者の急増など日本のジェンダー施策の遅れを浮き彫りにしております。

コロナ禍での女性の困難の大もとに、非正規雇用を女性雇用労働者の56%にまで広げた働き方の問題、政府は労働法制の緩和を重ねて、「女性活躍」と言いながら「雇用の調整弁」として女性を低賃金、不安定な非正規労働に追いやってまいりました。

日本は、世界経済フォーラムが毎年発表している「男女平等ランキング」で120位という、過去最低の順位であります。コロナ禍を乗り越えるためには、ジェンダー平等施策の強化をすること、それが今、本当に女性たち、またジェンダーですから女性だけではございませんけれども、そういった若い世代の声、そういった声も広がっておるところであります。

ぜひ、このジェンダー平等社会の実現のための諸制度の整備を求める意見書案に、町議会としての皆様のご賛同をよろしくお願いしたいと思っております。

これで趣旨説明を終わらせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（なし）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会を付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（あり）

議長（和田 善臣議員）

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ジェンダー平等はSDGsに掲げられている全世界共通のテーマです。男女によって賃金格差が生じることはよくなく、同一労働同一賃金の観点が発行者に求められます。

一方、夫婦別姓を選べる選択的夫婦別姓制度の導入を求めることがあります。必ずしもメリットがあるとは言いきれません。子どもが非嫡出子となる可能性がある、相続権が認められないことが起こり得る、配偶者控除など公的優遇を受けにくい、配偶者の突発的な事案が生じた際に代理人や保証人になれない、お互いに法的相続人になることができない、つまり配偶者として遺産を受け取ることができないなど、デメリットを被るシーンが数多くあります。

また、子どもが生まれたときに夫婦が別姓である場合、子どもにどちらの姓を名乗ってもらうのかは大きな論点になり、子どもに心身的負担をかけかねません。家族全員が同じ姓になることで夫婦や家族の絆や一体感が希薄になる可能性があるでしょう。

このようにデメリットな事案が多いため、法整備は慎重であるべきかと考えます。そのためこの意見書には賛成できかねないため、反対いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

この意見書には賛成の立場で意見いたします。

先ほど夫婦別姓の件が出ました。夫婦別姓を、先ほども趣旨説明でありましたけれども、認めていないのは日本だけあります。そして、姓の変更を強要していることは、仕事や社会生活を送る上で様々な不安や不利益をもたらす、自分のアイデンティティを奪われると感じるなど、個人の尊厳を脅かしているということもあります。

そういった中で、先ほどの意見に対しまして、子どもがどちらの姓を名乗ればいいのか、そういった問題もあります。そういった問題は、今後法整備をすること、ここにも書いておりますけれども、夫婦別姓の制度を入れることによって民法を改正する、そういった不安をなくすために民法を改正していくということの意見書であります。

やはりそういった昔ながらの生活様式ではなく、今家族のあり方は多様化しております。夫婦の仲や家族の形は様々であり、個人の選択には寛容な社会をつくっていくことが重要であります。そういったことでこの意見書には賛成をいたします。各議員皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

それでは、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第13号 ジェンダー平等社会実現のための諸制度整備を求める意見書の提出について、起立により採決いたします。

賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日開会されました本定例会におきましては、ご提案いたしました議案について慎重にご審議いただき、ご賛同、ご可決賜り誠にありがとうございます。

本定例会や委員会を通じまして頂きましたご意見につきましては、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、私の就任前からも各課、少ない人員で職務に専念していただいております。本町のためにひたすら前に向かって進んでいるのは私自身、肌身に非常に感じているところでございます。私からのマニフェストに沿った課題はまだまだ山積みではございますが、しかし、住民さんからの膨大な情報公開等の作業などで仕事が進まない、また無駄な残業が増えているというのが現状でございます。ここで報告させていただきたいと思っております。

さて、9月からの保健センターにおいて実施しておりました新型コロナウイルスワクチンの集団接種も、先月21日の日曜日をもって一たん終了させていただきました。今後は、希望者につきましては医療機関において個別に接種していただくこととなります。接種率につきましては、接種対象者の83%の方が2回目の接種を終えたところであります。この間ご協力いただきました医療従事者の方々に心より厚く御礼申し上げる次第であります。

なお、3回目のワクチン接種につきましては、接種が可能となった方から順次接種クーポン券を発送し、来年2月下旬から高齢者の方より集団接種を再開させていただく予定としておりますが、国の接種前倒しも注視しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここ最近では、ワクチン接種の効果もあってか、我が国では新規感染者数も激減し、平

穏な生活を取り戻しつつありますが、新たな変異株、オミクロン株の出現により世界的にも感染者の拡大が懸念されるところでございます。本町におきましては油断することなく、引き続き正しいマスクの着用や室内における換気の啓発を行ってまいりたいと思いますので、議員皆様方におかれましてもご協力のほどよろしくお願いいたします。

結びに当たり、一層寒さも厳しくなる折、議員皆様方におかれましてはご健康にご留意され、よき新年を迎えられますことを心よりお祈り申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして令和3年第4回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には大変ご苦勞さまでございました。

（「午後0時54分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年12月10日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 今奈良 幸 子

忠岡町議会議員 勝 元 由佳子